

# 岐阜県公報

## 目 次

選挙管理委員会告示

市町村の区域を分けて開票区を設置

(選挙管理委員会)

ページ  
一

号 外 (二) 平 成 二 十 年 四 月 二 十 八 日

## 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第十八条第二項の規定により、衆議院小選挙区選出議員選挙（岐阜県第一区又は岐阜県第三区のみならず一方の選挙区において執行される法第百九条に規定する再選挙又は法第百十三条に規定する補欠選挙を除く。）と同日に執行される衆議院比例代表選出議員選挙について市町村の区域を分けて次のとおり開票区を設けたので、同条第三項の規定によりその旨告示する。

平成二十年四月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

| 市 名 | 開 票 区 名 | 同 上 区 域                |
|-----|---------|------------------------|
| 岐阜市 | 岐阜市第一   | 法別表第一の岐阜県第一区に属する区域     |
|     | 岐阜市第二   | 法別表第一の岐阜県第三区に属する岐阜市の区域 |

岐阜県公報 号外 毎週

( 火曜日 )

発行

( 休日 に 当 た る )

平成二十年四月二十八日

平成二十年四月二十八日印刷  
平成二十年四月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜尾文芸社